

労働情報やあ

八尾市 労働支援課 令和5年2月発行

CONTENTS

| | |
|---|---|
| ●～中小企業の皆様へ～ (時間外労働が60時間を超えてしまった場合、いずれかの対応が必要です。) | 1 |
| ●女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ | 2 |
| ●改正育児・介護休業法 | 2 |
| ●生活困窮者自立支援制度・就労訓練事業にご理解・ご協力ください。 | 3 |
| ●職場適応援助者(ジョブコーチ)支援 | 3 |
| ●雇用関係助成金のご案内 | 4 |
| ●大阪府最低賃金 | 5 |
| ●中退共の退職金制度 | 5 |
| ●八尾市無料職業紹介所の「会社説明会・面接会」 | 6 |
| ●八尾市おしごとナビ | 6 |
| ●八尾市ワークサポートセンター | 7 |
| ●八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターにご加入ください | 7 |
| ●八尾市企業人権協議会に加入しませんか? | 8 |
| ●公正な採用選考のために | 8 |
| ●公正採用選考人権啓発推進員の選任と 変更の報告はお済みですか? | 8 |

VOL.
63



～中小企業の皆様へ～

2023年4月1日より適用開始

時間外労働が60時間を超えた場合、**いずれかの対応**が必要です。

・割増賃金率の引き上げ

超えた時間に対して、**50%以上**の割増賃金率による割増賃金を支払う。

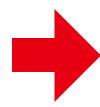
(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

| | 1ヶ月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を 超える労働時間) | |
|------|---|------------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 25% |



| | 1ヶ月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を 超える労働時間) | |
|------|---|------------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 50% |

または、

・代替休暇の活用

割増賃金率の引き上げ分(25%)の支払いに代えて代替休暇(有休)を与える。

※割増賃金率引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。



厚生労働省チラシ

女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ

2022(令和4)年7月8日施行

女性の活躍に関する「情報公表」が変わりました

厚生労働省令が改正され、女性の活躍に関する情報公表項目が追加されました。事業主の皆さまは、下記の改正内容を改めてご確認をお願いいたします。

労働者が301人以上の事業主の皆さま

〈情報を公表する必要がある3項目〉

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
A:以下の8項目から1項目選択 + B:⑨男女の賃金の差異(必須)※新設

- + ●職業生活と家庭生活との両立
C:以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択 + ⑨の項目(必須)※新設

- A ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
②男女別の採用における競争倍率
③労働者に占める女性労働者の割合
④係長級にある者に占める女性労働者の割合
⑤管理職に占める女性労働者の割合
⑥役員に占める女性の割合
⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

B ⑨男女の賃金の差異(必須)※新設

「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択 ※従来どおり

- C ①男女の平均継続勤務年数の差異
②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
③男女別の育児休業取得率
④労働者の一月当たりの平均残業時間
⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
⑥有給休暇取得率
⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合(パーセント)で示します。

・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。



厚生労働省チラシ

【お問い合わせ先】大阪労働局 雇用環境・均等部(室)

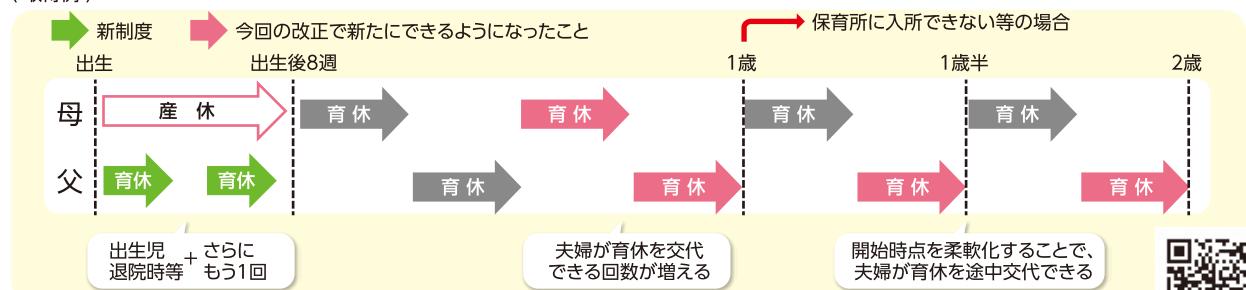
受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く) 電話番号 06-6941-8940

改正育児・介護休業法

令和4年10月1日から
産後パパ育休が始まりました

| 対象期間 取得可能日数 | 産後パパ育休(2022.10.1～)育休とは別に取得可能 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能 | 育児休業制度(2022.10.1～) 原則子が1歳(最長2歳)まで | 育児休業制度(~2022.9.30) 原則子が1歳(最長2歳)まで |
|-------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 申出期限 | 原則休業の2週間前まで | 原則1ヶ月前まで | 原則1ヶ月前まで |
| 分割取得 | 分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要) | 分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出) | 原則分割不可 |
| 休業中の就業 | 労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能 | 原則就業不可 | 原則就業不可 |
| 育児休業給付 | ○ | ○ | ○ |

〈取得例〉



【お問い合わせ先】大阪労働局 雇用環境・均等部(室)

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く) 電話番号 06-6941-8940

「生活困窮者のため」「地域貢献のため」「自らの事業所のため」に
**生活困窮者自立支援制度※
就労訓練事業に
ご理解・ご協力ください。**

「就労訓練事業」は、社会貢献の一環として、一定の配慮や支援を必要とする方を職場へ受け入れ、本人の状況に合わせた働く機会を提供していただく事業です。「非雇用型」と「雇用型」の2つの形態があり、本人の状況に合わせてステップアップしていく、最終的には、一般就労につなげていくことを目標としています。実施にあたっては、自治体から認定を受けていただく必要があります。また、事業実施時は、専門機関が「チーム」として本人や受け入れいただく事業者様をしっかりとサポートしていきます。

※生活困窮者自立相談支援制度…「仕事がみづからず、経済的に困っている」「対人関係が苦手で社会に出るのが不安」など生活や就労等に困難を抱える人や世帯を自立相談支援機関が窓口となり包括的支援する制度



取り組んでいただく内容

- 就労日数や時間を短くした勤務、長所を活かせる業務分担など本人に合った就労などの提供。
- 必要に応じた身だしなみやビジネスマナー、コミュニケーションに関する支援。

八尾市の受け入れ事業所からのお声

- 今までの業務を細分化することで短時間・短期間・工程ごとの就業が可能となり、子どもが小さく長時間就業出来ない人や外国人労働者などへの雇用の幅が広がる。(仕事に人を合わせるのではなく、人に仕事を合わせる考え方への転換ができる。)
- 業務の細分化がマニュアル作成にも役立ち、新人教育等に活用できる。
- 職員の業務負担が一部軽減され、職員全体の士気が上がる。



八尾市ホームページ

申請をご検討いただけける際は、八尾市労働支援課へご連絡ください。 TEL 072-924-3860

職場適応援助者(ジョブコーチ)支援

障がい者
支援

職場適応援助者(ジョブコーチ)支援とは

障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向き、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応・定着を図ることをいいます。

ジョブコーチの支援内容

- | | |
|--------|--|
| 当事者に対し | ← 職場の従業員との関わり方や作業の進め方等のアドバイス |
| 事業所に対し | ← 本人が力を発揮しやすい作業提案や障がいの特性を踏まえた仕事の教え方等のアドバイス |

ジョブコーチの種類

| | |
|--------|---|
| ①配置型 | 地域障がい者職業センターに所属するジョブコーチが事業所に出向いて支援を行う |
| ②訪問型 | 就労支援を行っている社会福祉法人等に所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行う |
| ③企業在籍型 | 自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて、自社で雇用する障がい者の支援を行う※助成金の活用可 |

【お問い合わせ先】 ジョブコーチ支援が必要な場合は、**大阪障害者職業センター**
(TEL:06-6261-7005)にお問い合わせください。



厚生労働省チラシ

※企業在籍型ジョブコーチによる支援を行う場合は、助成金を活用することも可能です(職場適応援助者助成金)。
助成金に関しては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部高齢・障害者窓口サービス課
(TEL:06-7664-0722)にお問い合わせください。

雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などにぜひご活用ください。

| 労働者雇用維持を図る | |
|-------------------------|--|
| 雇用調整助成金 | 経営悪化による休業、教育訓練、出向を通じた雇用維持 |
| 産業雇用安定助成金 | 新型コロナウイルスの影響に伴う経営悪化による在籍型出向を通じた雇用維持 |
| 離職する労働者の再就職支援を行う | |
| 労働移動支援助成金 | 離職を余儀なくされた労働者の再就職支援、早期雇入れ |
| 中途採用する | |
| 中途採用等支援助成金 | 中途採用の拡大、東京圏からの移住者の雇入れ |
| 起業する | |
| 中途採用等支援助成金 | 起業による中高年齢者等の雇入れ |
| 新たに労働者を雇い入れる | |
| 特定求職者雇用開発助成金(★) | 継続雇用労働者としての雇入れ |
| 雇用対象者 | 母子家庭の母、高年齢者、被災離職者、障がい者(精神、知的、身体、発達)、難病患者、正規雇用につくことが困難な者、生活保護受給者等 |
| トライアル雇用助成金(★) | 試行的に雇入れ |
| 雇用対象者 | 離職または転職を繰り返す者、障がい者、新型コロナウイルス感染症による離職者、建設技能労働者として雇用される若年者又は女性 |
| 障がい者の雇用環境の整備を図る | |
| 障害者介護等助成金(※) | 職場支援員の配置、中途障がい者の職場復帰のための措置、介護者等の配置又は委嘱の措置 |
| 職場適応援助者助成金 | 職場適応援助者(ジョブコーチ)の配置 |
| 障害者作業施設設置等助成金(※) | 作業施設の整備 |
| 障害者福祉施設設置等助成金(※) | 福祉施設の整備 |
| 重度障害者等通勤対策助成金(※) | 通勤を容易にするための措置 |
| 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(※) | 多数継続雇用する事業施設等の整備 |
| 労働者の雇用環境の整備を図る | |
| 人材確保等支援助成金 | 介護福祉機器の導入 人材確保や職場定着の支援事業の実施 人事評価改善 テレワークの導入 建設労働者や外国人労働者の雇用環境改善など |
| 65歳超雇用推進助成金(※) | |
| 対象内容 | 65歳以上への定年引上げ 高年齢者の雇用管理制度の整備など 無期雇用への転換 |
| 高年齢労働者待遇改善促進助成金 | |
| | 60～64歳の高年齢労働者に適用される賃金規定の増額改定 |
| キャリアアップ助成金 | |
| 対象者用 | 有期雇用労働者等(契約社員・パート・派遣社員など) 正規雇用労働者等への転換又は直接雇用 |
| 対象内容 | 障がい者の正規雇用労働者等への転換 賃金規定等の増額改定 正規雇用労働者と共に賃金規定又は諸手当制度等の導入 短時間労働者の所定労働時間延長及び社会保険の加入など |
| 労働者の職業能力の向上を図る | |
| 人材開発支援助成金 | 訓練効果の高い10時間以上の訓練 職務に関連した20時間以上の訓練 教育訓練休暇制度の導入 有期契約労働者等に対する訓練 建設労働者に対する訓練、障がい者に対する職業能力開発訓練事業の実施 新事業展開に伴う新分野で必要となる訓練の実施 デジタル、DX化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるための訓練及び自発的訓練、定額制訓練並びにデジタル人材育成訓練 |
| 仕事と家庭の両立支援等に取り組む | |
| 両立支援等助成金(◆) | 男性労働者の育児休業や育児目的休暇の取得 介護支援プラン策定による介護休業の取得又は介護両立支援制度の利用 育児復帰支援プラン策定による育児休業の取得 代替要員の確保及び職場復帰後の支援など 不妊治療のための休暇制度利用のための環境整備及び休暇制度の取得など |

上記一覧の内容は変更になることがあります。



左記助成金に関する案内及び検索ツールは、

厚生労働省のホームページ「厚生労働省 事業主の方のための雇用関係助成金」をご参照ください。左記以外にも助成金等、様々な制度があります。

各助成金のお問い合わせ先は、

(※)のお問い合わせ先:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 TEL 06-7664-0722

(◆)のお問い合わせ先:大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 06-6941-4630

(※)、(◆)以外のお問い合わせ先:大阪労働局 助成金センター TEL 06-7669-8900

(★)の助成金は、「八尾市無料職業紹介所」からの紹介者も対象となります。

(ただし、コースによっては対象外となるものもあります。)



厚生労働省
ホームページ

使用者も
労働者も

必ずチェック

最低賃金!

大阪府
最低賃金

1,023円

(令和4年10月1日発効)

パートタイム・臨時・派遣・アルバイト・嘱託等も適用

★毎年10月頃改定されます。

◆詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課 (TEL:06-6949-6502)

または、東大阪労働基準監督署 (TEL:06-6723-3006) にお問い合わせください。

| 特定最低賃金件名 | 時間額 | 発効年月日 |
|-------------------------|--------|-----------|
| 塗料製造業 | 1,031円 | 令和4年12月1日 |
| 鉄鋼業 | 1,023円 | 令和4年10月1日 |
| 生産用機械器具製造業・業務用機械器具製造業など | 1,028円 | 令和4年12月1日 |
| 自動車・同附属品製造業 | 1,023円 | 令和4年10月1日 |
| 電子部品・電気機械器具製造業など | 1,023円 | 令和4年10月1日 |
| 非鉄金属・電線・ケーブル製造業など | 1,023円 | 令和4年10月1日 |
| 自動車小売業 | 1,023円 | 令和4年10月1日 |

人も、会社も、元気にしよう!



の退職金制度

「中退共」は国がサポートする
中小企業のための退職金制度です。

- 安全** | 国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。
- 有利** | 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。
- 簡単** | 社外積立て管理が簡単
退職金試算額などもお知らせ。

- パートタイマーさんも加入できます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234

八尾市無料職業紹介所の「会社説明会・面接会」

八尾市内の事業所のみなさまへ

人材がほしい!といったご相談には、「会社説明会・面接会」を定期的に開催し、求職者募集のお手伝いをしています。なお十分な感染予防対策の上、実施しておりますので是非ご検討ください。

令和5年度 会社説明会・面接会予定

| 日 程 | 場 所 |
|---------|---------|
| 令和5年 5月 | 八尾商工会議所 |
| 7月 | 八尾商工会議所 |
| 9月 | 八尾商工会議所 |
| 10月 | 未定 |
| 12月 | 八尾商工会議所 |
| 令和6年 3月 | 八尾商工会議所 |

実績

令和4年度も、7月、9月、10月、11月
1月に開催し、トータル約250名の求
職者の方が参加されました!



専門アドバイザーを無料派遣!!

八尾市では無料職業紹介事業を実施し、「八尾市内の事業所の人材確保」を支援しています。人材がほしい!!といったご相談には、就職面接会等を開催し、八尾市で求職者の募集をお手伝いしています。これまでハローワークや有料の求人誌等では必要とされる人材を確保することができなかった事業所のみなさまは八尾市無料職業紹介所への登録・活用をご検討ください!

お電話いただければ、専門のアドバイザーがお伺いします!

八尾市無料職業紹介所 **TEL 072-920-4088**



求職者と事業所のマッチングサイト

八尾市おしごとナビ

3つの特徴

① 八尾市が運営

八尾市内で働きたい人と八尾市内で人材をお求めの事業所を支援。

② 職場の魅力発信 !!

求人内容をはじめ、事業所の雰囲気が伝わる職場の写真や、社長や従業員からのメッセージを添えて、職場の魅力を発信できます。

③ 女性の活躍を応援 !!

「女性が働きやすい求人」として、「勤務時間選べる」「家庭の事情(介護等)や子どもの行事(入学式・運動会・参観日等)による休暇や早退等に配慮している」「原則毎日残業なし」など、女性活躍推進に関する取組みをアピールできます。

人材をお求めの
事業所様は
ぜひご登録ください。

おしごとナビとは?

求職者が希望職種等の求人条件から市内求人情報の検索ができ、応募から面談までを八尾市無料職業紹介所が支援し、雇用・就労を実現していただくためのサイトです。

人材をお求めの事業所様は、ぜひご活用ください! なお、登録料や相談費用等は一切かかりません。

アクセスは**二次元コード** ⇄

八尾市おしごとナビ



八尾市無料職業紹介所 **TEL 072-920-4088**

八尾市ワークサポートセンター ～「働きたい」「働いてもらいたい」を応援します～

八尾市ワークサポートセンターでは、八尾市が運営する「中央地域就労支援センター」と、ハローワーク布施の出先機関である「八尾市地域職業相談室」が連携し、働きたい方の支援を行っており、多くの八尾市民にご利用いただいております。

お近くの方の求人をご希望される場合は、ハローワークへの求人申し込みをご検討ください。(八尾市ワークサポートセンター内の八尾市地域職業相談室では、求人申込みを受付けていませんので、ハローワーク布施(TEL:06-6782-4221 31#)へお問い合わせください。)



八尾市 地域職業相談室 (ハローワーク布施出先機関)

パソコンによる求人情報の提供・職業紹介業務専門のハローワークです。
(雇用保険関係業務・求人受付関係業務・職業訓練関係業務は行っておりませんので、ご了承ください。)

月～土 10:00～18:00
TEL 072-929-3400
FAX 072-999-3500

中央地域 就労支援センター

就職活動に悩んでいる方を専門の相談員(地域就労支援コーディネーター)がサポートします。

月～金 10:00～18:00
TEL 072-929-0040
FAX 072-923-0510

勤労者法律相談

月に2回、労働者や事業主を対象に、労働契約・条件やパワハラ・セクハラ、人事労務管理などのさまざまな問題に対して社会保険労務士や弁護士が相談に応じます。

原則第2水曜日、最終土曜日
午後1時～4時に実施(予約優先)。
予約・お問い合わせは
中央地域就労支援センターへ

中小企業事業主のみなさまへ

～事業所の福利厚生を低成本で充実できます!～

従業員満足度
向上支援!

八尾市中小企業勤労者 福祉サービスセンターにご加入ください

全国的なネットワークで充実したサービスの提供

(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター・(一財)大阪労働協会・全労済と提携

主な事業内容

- 慶弔お見舞金等の給付
- 各種利用あっせん・利用料補助

- ▶人間ドック・生活習慣病健診
- ▶スポーツクラブ
- ▶映画・演劇等チケット
- ▶遊園地・旅行・宿泊施設



会費及び入会金

- ①入会金は一人につき500円
(入会時のみ)
- ②会費は一人につき月額700円

会員の皆様はもちろん、家族の方々もさまざまなサービスが受けられます。また、費用は経費として損金処理できます。



●入会された皆様には、最新の各種ご案内等を掲載した機関紙を、事業所あてに毎月お送りします。

お問い合わせ

(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター(八尾市共済センター)
TEL:072-991-5607 FAX:072-991-5608

八尾市共済センター

検索

八尾市企業人権協議会に加入しませんか?

八尾市企業人権協議会では、国や大阪府・八尾市と連携し、就職の機会均等の保障、職場の人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発を進めています。

現在
約120社
加入

活動内容

- 事業所向けの各種研修会の開催、制度などの情報提供
- 人権関連研修の参加費補助
- 各種人権啓発事業への参加



SDGsに
関することや
ハラスメント
防止セミナーなどを
実施しているよ♪

お問い合わせ・お申し込み

八尾市企業人権協議会事務局

八尾市労働支援課 TEL:072-924-3860
八尾商工会議所 TEL:072-922-1181

公正な採用選考のために



公正な採用選考をするには?

- ①「人を人として見る」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重する。
- ②応募者の適性・能力のみを基準として行う。
- ③募集に当たり広く応募者に門戸を開く。

この考え方方が大切です。

「聞いてませんか?家族のこと」

面接での緊張を解きほぐそうという意図でも、応募者の方は悩んだり傷ついたりする場合があります。
本人の職務遂行にあたり、**適正・能力のみを基準**とした採用選考を行ってください。

公正採用選考人権啓発推進員の選任と変更の報告はお済みですか?

厚生労働省では、企業が人権問題を正しく理解・認識し、「公正な採用選考」を実施することをめざして、公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」といいます。)制度を設けています。

大阪では、原則、常時使用する**従業員の数が25人以上の事業所を対象**に、推進員の選任と変更についてハローワークへの報告をお願いしています。



推進員選任のメリット

- 社会的責任の1つを果たし、人権尊重企業への仲間入り
- タイムリーなテーマで実施される推進員研修を無料で受講
- 社内研修の人権啓発DVDや各種資料を無料で活用

推進員の役割

- ハローワーク等の研修会に参加するとともに、社内研修等によりトップクラス及び社員の人権意識を深める取組みの推進
- 公正な採用選考システムの確立を図る責任者としての役割
- ハローワークとの連絡窓口としての役割

推進員選任・異動報告

- 推進員を選任または変更した場合は、推進員選任・異動報告書に必要事項を記載し、管轄のハローワークにFAX、郵送またはご持参にて報告してください

※大阪においては、大阪労働局と大阪府が共管して推進員制度を運用しています。ハローワークにご報告いただいた情報は、大阪府と共有させていただきます。また、大阪府が主催する新任・基礎研修もあります。

職場のみなさんでご覧ください。

| | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回 覧 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |